

No. 1048 (2019. 3.18)

諸外国の大学授業料と奨学金【第2版】

はじめに

表 OECD 諸国の国公立大学等の授業料
(フルタイム国内学生) と国の奨学金制度

キーワード：学費、授業料、授業料減免、給付型奨学金、貸与型奨学金

- 日本の大学の授業料は、OECD 加盟諸国の中でも高額であるとされている。国による学生の補助制度は、貸与型奨学金が主であるが、授業料減免制度の創設、給付型奨学金の拡充などが議論されている。
- 諸外国の制度について見ると、授業料や奨学金の制度設計の在り方は様々である。諸外国では、それぞれの国の理念に基づき、また、社会経済情勢に応じて、様々な学生支援制度の導入・検討が行われている。
- 本稿は、OECD 加盟 36 か国における国公立大学の授業料と奨学金の概要をまとめたものである。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

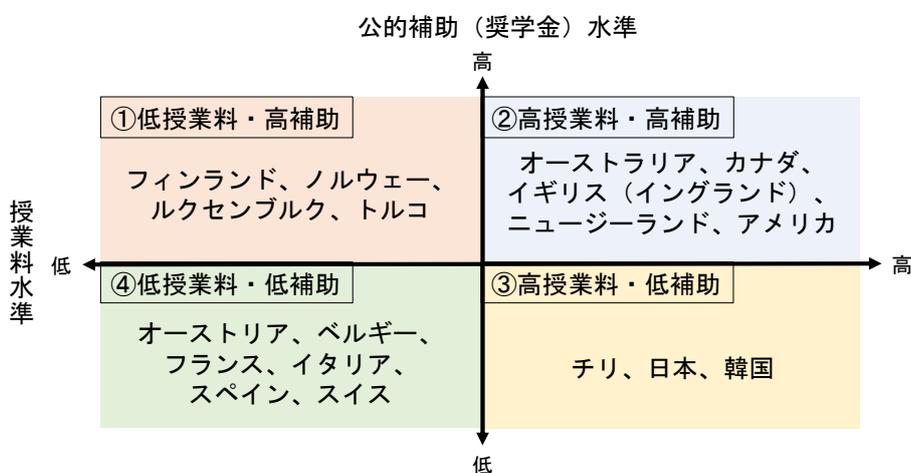
文教科学技術課 なかむら しんや 中村 真也

はじめに

日本の大学の授業料は、OECD加盟諸国の中でも高額であり、学生や家計への負担が大きいとされている¹。国による大学生への経済的支援²は、貸与型奨学金が中心であるが、授業料減免制度の創設、給付型奨学金の拡充など、住民税非課税世帯等への負担軽減策が議論されている。

諸外国に目を向けると、授業料水準の設定や奨学金等の学生支援の制度設計について、その在り方は様々であることがわかる。OECDは、加盟各国を授業料水準の高低及び奨学金等の公的補助水準の高低によって4つのモデルに分類している（下図参照）。

図 OECDによる授業料と公的補助（奨学金）水準の高低による4モデル



（出典）“Indicator C5: How much do tertiary students pay and what public support do they receive?” OECD, *Education at a Glance 2018: OECD Indicators*, 2018, pp.296-298.（日本語訳：「インディケータ C5 高等教育機関の授業料と学生への公的補助」経済協力開発機構編著（矢倉美登里ほか訳）『図表でみる教育—OECD インディケータ—2018年版』明石書店，2018，pp.354-355.）等を基に筆者作成。

①低授業料・高補助の国は、主に北欧諸国で見られ、授業料が無償あるいは低額に設定されていることに加えて、幅広い学生を対象とした給付型奨学金を設けていることが特徴である。

②高授業料・高補助の国は、高額な授業料が設定されている一方で、充実した奨学金制度による学生支援を図っている。アメリカやイギリス（イングランド）、オーストラリアはこのモデルに該当するとされている。これらの国では高額な授業料が設定されているが、過半数の学生が公的な給付型・貸与型の奨学金等の支援を受けている。なお、イギリス（イングランド）では、2016/17年度以降の入学者から、給付型奨学金は廃止されている。③高授業料・低補助の国は、高額な授業料が設定されているながら、公的補助の整備が十分ではなく、日本や韓国はこの

* 本稿は、齋藤千尋・榎孝浩「諸外国における大学の授業料と奨学金」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』869号，2015.7.9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9426694_po_0869.pdf?contentNo=1> の改訂版である。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年3月1日である。

¹ 小林雅之「特集 高等教育における人材育成の費用負担 高等教育費用負担の国際比較と日本の課題」『日本労働研究雑誌』No.694, 2018.5, pp.4-15. 労働政策研究・研修機構ウェブサイト <<https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2018/05/pdf/004-015.pdf>>

² 本稿では、大学生を対象とする経済的支援のうち、政府が実施する公的な支援を扱う。

モデルに該当するとされている。日本では、2017年度から給付型奨学金制度が導入される³など、公的補助を充実させる動きがある。④低授業料・低補助の国は、授業料が比較的low額である一方で、学生への経済的支援も限定的である。フランス、イタリアなど、西欧の多くの国がこのモデルに該当する。

下表は、OECD加盟36か国における国公立大学等の授業料と奨学金の概要をまとめたものである。国により授業料や奨学金の制度設計は様々であり、掘って立つ教育に対する考え方も多様であるが⁴、日本における高等教育の費用負担の在り方を検討する上で、重要な示唆が得られると考えられる。

表 OECD諸国の国公立大学等の授業料（フルタイム国内学生）と国の奨学金制度

国名	国公立大学等 ^(注1) の授業料 ^(注2)		国の奨学金制度の概要
	年間平均授業料 ^(注3) [調査年度]	概要	
アイスランド	75,000 アイスランド クローナ (75,700 円) [2018/19年度]	<ul style="list-style-type: none"> 授業料は無償だが、登録料として年額 75,700 円が必要。 学生の 78%が国公立に、22%が公営私立に通う（2016年）。 	<ul style="list-style-type: none"> 給付型奨学金はない。 社会経済的状況に応じた額が貸与される貸与型奨学金がある。標準的な貸与額は月額 178,800 円（2017/18年度）。返済は卒業の2年後に開始しなければならない。固定額と前年の年収に応じて決まる変動額を合わせた額を返済する。
アイルランド	3,000 ユーロ (372,000 円) [2018/19年度]	<ul style="list-style-type: none"> 授業料ではなく、学生負担金を名目とする。ただし、社会経済的状況に基づく給付型奨学金の受給資格がある学生については、一部又は全部が免除される。 学生の 97%が国公立に、3%が独立私立に通う（2016年）。 	<ul style="list-style-type: none"> ①社会経済的状況に応じて、年額 37,800～733,500 円（2018/19年度）が給付される給付型奨学金があり、43%の学生が受給している（2016/17年度）。 ②社会経済的状況及び学業成績の基準により年額 248,000 円が給付される給付型奨学金があり、0.25%の学生が受給している（2016/17年度）。 貸与型奨学金はない。
アメリカ	10,230 米ドル (1,115,100 円) [2018/19年度]	<ul style="list-style-type: none"> 授業料は州、大学、専攻によって異なる。左の額は4年制の公立大学に通う州内出身学生の平均授業料である。州外出身学生には2～3倍の授業料が課される。別途寮費と食費（合わせて平均 1,214,300 円（2018/19年度））が必要となる。 ニューヨーク州では、2017年から家庭の年収が一定以下の学生を対象に、州立大学と州内にある市立大学の授業料を無償化する措置を導入した。4年制州立大学の無償化は全米で初めてである。 学生の 67%が国公立に、33%が独立私立に通う（2016年）。 	<ul style="list-style-type: none"> 学生は連邦政府、州政府、大学などが実施する多様な奨学金を利用することができる。①連邦政府が実施する給付型奨学金の平均給付年額は 510,000 円で、43%の学生が受給している（2015/16年度）。②州政府が実施する給付型奨学金の平均給付年額は 367,800 円で、32%の学生が受給している（2015/16年度）。連邦政府の主要な給付型奨学金であるペル奨学金は、学生の社会経済的状況を要件としており、最高で年額 645,300 円（2017/18年度）が、最長6年間にわたって給付される。 経済的状況を要件とする連邦政府の貸与型奨学金があり、学年や家族状況に応じて最高で年額 599,500 円の貸与を受けることができる。利子率は 4.45%の固定金利（2017年）で、在学中に発生した利子は政府が負担する。この他に、経済的状況に関わらず利用できる貸与型奨学金もある。

³ 「新たな奨学金制度の実施について」 2017.3.31. 日本学生支援機構ウェブサイト <https://www.jasso.go.jp/about/information/press/1264552_3557.html>

⁴ 小林雅之「高等教育無償化の課題は 社会の信頼 税投入に必須」『日本経済新聞』2019.2.25.

国名	国公立大学等 ^(注1) の授業料 ^(注2)		国の奨学金制度の概要
	年間平均授業料 ^(注3) [調査年度]	概要	
イギリス (イングランド)	8,905 ポンド (1,255,600 円) [2016/17 年度]	<ul style="list-style-type: none"> 授業料は、政府が定める上限額 9,250 ポンド (1,304,300 円) (2017/18 年度) の範囲内で各高等教育機関が設定する。イングランドでは戦後長らく授業料は無償とされてきたが、1998/99 年度に 1,000 ポンドを上限とする授業料が導入された。その後、数度にわたって上限額の引上げが行われ、2006/07 年度には 3,000 ポンド、2012/13 年度には 9,000 ポンド、2017/18 年度には 9,250 ポンドとなった。左の額は 2016/17 年度の平均額である。 イギリス全体について、公営私立の大学がほぼすべてであり、独立私立の大学はごく少数である。 	<ul style="list-style-type: none"> 2016/17 年度以降の入学者について、生活費補助の給付型奨学金 (Maintenance Grant) が廃止され、現在は給付型奨学金の制度はない。 ①授業料相当額が貸与される貸与型奨学金がある。卒業後、年収が 3,525,000 円を超過した場合に返済を開始し、超過分の 9%が年間の返済額となる。返済開始から 30 年が経過すると、残りの返済額は免除される。94%の学生がこの貸与型奨学金を利用している (2015/16 年度)。 ②生活費のための貸与型奨学金があり、貸与額は世帯収入と学生の居住状況に応じて決まる。貸与上限額は、自宅生は年額 1,032,700 円、自宅外生 (ロンドン内) は年額 1,600,900 円とされている (2018/19 年度)。返済は①と同様の仕組みで行われる。
イギリス (ウェールズ)	上限 9,000 ポンド (1,269,000 円) [2018/19 年度]	<ul style="list-style-type: none"> 1,269,000 円を上限に、各高等教育機関が設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活費補助のための給付型奨学金があり、全ての学生が年額 141,000 円の給付を受けることができる。64%の学生が受給している (2016/17 年度)。さらに、家計の収入や居住状況に応じて、給付と貸与の組合せによる追加の奨学金の受給が可能である。 イングランドと同様の、授業料のための貸与型奨学金があり、97%の学生が利用している (2016/17 年度)。
イギリス (北アイルランド)	上限 4,160 ポンド (586,600 円) [2018/19 年度]	<ul style="list-style-type: none"> 586,600 円を上限に、各高等教育機関が設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活費補助のための給付型奨学金があり、世帯の収入に応じて最高で年額 490,000 円が給付される。57%の学生が受給している (2016/17 年度) 生活費補助のための貸与型奨学金があり、年間最大 682,400 円の貸与を受けることができる。ただし、給付型奨学金の受給者は貸与可能額が減額される。また、イングランドと同様の、授業料のための貸与型奨学金があり、71%の学生が利用している (2015/16 年度)。
イギリス (スコットランド)	無償 [2018/19 年度]	<ul style="list-style-type: none"> スコットランド出身の学生は無償である。イギリス国内の他の地域からの学生には、最高で 1,304,300 円の授業料が課される。 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯収入に応じた額が給付される給付型奨学金があり、入学時に 25 歳未満の学生を対象に、最高で年額 264,400 円が給付される。 世帯収入に応じた額の貸与が受けられる貸与型奨学金があり、入学時に 25 歳未満の学生は、最高で年額 810,800 円の貸与が受けられる。返済の仕組みはイングランドと同様である。

国名	国公立大学等 ^(注1) の授業料 ^(注2)		国の奨学金制度の概要
	年間平均授業料 ^(注3) [調査年度]	概要	
イスラエル	3,043 米ドル (331,700 円) [2013/14 年度]	<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育評議会が国公立大学の授業料を規制している。 ・学生の12%が国公立に、73%が公営私立に、16%が私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済的状況を主な要件とする給付型奨学金がある。給付額は基準に応じて3段階になっている。また、受給者が子供の学習支援等を行うことを要件として、一定額を給付するプログラム (Perach) などもある。 ・社会経済的状況を主な要件とする貸与型奨学金がある。
イタリア	1,345 ユーロ (166,800 円) [2016/17 年度]	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料は各高等教育機関が定めており、学生の社会経済的状況や専攻分野等によって異なる。奨学金受給者や成績優秀者に対する授業料免除制度がある。2016/17年度は、約90%の学生が授業料を支払った。 ・学生の88%が国公立に、12%が独立私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的状況と学業成績を要件とする給付型奨学金がある。学生の居住状況も考慮され、年額241,800～641,700円(平均461,700円)が給付される(2018/19年度)。12%の学生(修士課程含む)が受給している(2016/17年度)。 ・貸与型奨学金はない。
エストニア	無償 [2018/19 年度]	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料は無償(エストニア語以外の言語による授業は有償となる場合がある)である。各高等教育機関は、半期に30ECTS(欧州単位互換制度)単位かつ1年に60ECTS単位を取得できなかった学生から、1ECTS単位あたり6,200円を上限に授業料を徴収することができる。2017/18年度は、14%の学生が授業料を支払った。障害がある学生や、7歳未満の子を養育する学生などは上記の例外となる。 ・学生の22%が国公立に、66%が公営私立に、12%が独立私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・①世帯収入に応じて月額9,300～27,300円が給付される給付型奨学金があり、23%の学生が受給している(2017/18年度)。②成績優秀者に月額12,400円が給付される給付型奨学金があり、7%(修士課程含む)の学生が受給している(2017/18年度)。 ・年間最大238,100円の貸与が受けられる貸与型奨学金があり、7%の学生が利用している(2016/17年度)。卒業後1年以内に返済を開始し、修業年限の倍の期間内に完済しなければならない。

国名	国公立大学等 ^(注1) の授業料 ^(注2)		国の奨学金制度の概要
	年間平均授業料 ^(注3) [調査年度]	概要	
オーストラリア	4,785 米ドル (521,600 円) [2014/15 年度]	<ul style="list-style-type: none"> ・国公立大学の学生は、連邦政府支援学生と授業料負担学生に分けられるが、ほとんどの学生が連邦政府支援学生である。連邦政府支援学生は、連邦政府の補助により所定の授業料よりも少ない負担で学ぶことができる。連邦政府支援学生は専攻分野群ごとに設定された上限の範囲内で各機関が定める学生負担金を支払う。授業料負担学生は、各高等教育機関が定める授業料を支払う。 ・学生の92%が国公立に、1%が公営私立に、7%が独立私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・18～24歳の学生を対象とする若年者手当や、25歳以上の学生を対象とする Austudy など、経済的状況を要件とする給付型奨学金がある。 ・連邦政府支援学生の負担金の支払には所得連動返還型ローン (HECS-HELP) が利用でき、在学中の負担はない。卒業後、年収が4,052,600円(2018/19年度)を超えた場合に、その所得に応じた割合(2～8%)の額を毎年返済する。HECS-HELPには、学生負担金を前払することで10%の割引が受けられる制度があったが、前払ができない所得層にとって不公平であるとの批判があり、2017年から廃止された。授業料負担学生が支払う授業料についても、所得連動返済型ローン (FEE-HELP) の制度がある。また、給付型奨学金の受給者を対象とした貸与型奨学金 (Student Start-up Loan) があり、年2回まで84,000円の貸与が受けられる。返済は、HECS-HELP などと同様、所得に連動した額により行う。
オーストリア	無償 [2018/19 年度]	<ul style="list-style-type: none"> ・総合大学の授業料や管理費は無償である。ただし、標準的な修業年限を超過して在籍する場合は、1学期あたり最大で45,100円を支払う必要がある。総合大学では、17%の学生が授業料を支払っている(2017/18年度前期)。専門大学は1学期あたり45,100円を上限に授業料を徴収することができる。専門大学では、72%の学生が授業料を支払っている(2017/18年度前期)。 ・学生の78%が国公立に、22%が公営私立又は独立私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の収入や人数などに応じて、年間最高1,251,400円が給付される給付型奨学金がある。給付後の1年間の成績が要件に満たない場合は、返済の義務が生じる。14%の学生(修士課程含む)が受給している(2016/17年度)。 ・貸与型奨学金はない。
オランダ	2,060 ユーロ (255,400 円) [2018/19 年度]	<ul style="list-style-type: none"> ・政府が一律に授業料を定める。2018年9月以降、高等教育に初回進学する学生について、初年度の授業料が半額になった。 ・学生の92%が国公立に、8%が独立私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学時に30歳未満の学生に対し、世帯年収等が基準を満たせば受給できる給付型奨学金があり、月額約48,500円が給付される。10年以内に学位が取得できない場合は返済の義務が生じる。32%(修士課程含む)の学生が受給している(2016/17年度)。2015年9月までは、30歳未満の全学生に給付される給付型奨学金があったが、貸与型奨学金の拡充に伴って廃止された。 ・入学時に30歳未満の学生に対し、生活費のための貸与型奨学金(最高月額107,900円)と授業料のための貸与型奨学金(最高月額21,300円)があり、約50%の学生(修士課程含む)が利用している。返済期間は35年で、返済月額は貸与額や所得などによって決まる。35年経過後に残った未返済分の返済は免除される。

国名	国公立大学等 ^(注1) の授業料 ^(注2)		国の奨学金制度の概要
	年間平均授業料 ^(注3) [調査年度]	概要	
カナダ	6,838 カナダドル (560,700円) [2018/19年度]	<ul style="list-style-type: none"> 高等教育は各州が管轄しており、授業料は州や専攻分野によって異なる。左に示したのはカナダ全土の平均授業料である。州別の平均額では、オンタリオ州が最も高額で724,700円、ニューファンドランド・ラブラドル州が最も低額で236,600円である。 ほとんどの高等教育機関が公立である。 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府、州政府がそれぞれ給付型奨学金を運営している。連邦政府による給付型奨学金では、中低所得の世帯の学生を対象に、家族構成や世帯収入に応じて1学年につき最高246,000円が給付される(ケベック州、ノースウエスト準州、ヌナブト準州は対象外)。 連邦政府による経済的状況を要件とする貸与型奨学金がある。卒業の6か月後に返済を開始し、9年半の間に完済しなければならない。このほかに、各州政府が運営する貸与型奨学金もある。
韓国	4,712 米ドル (513,600円) [2016年度]	<ul style="list-style-type: none"> 授業料は各高等教育機関が定めており、専攻分野によって異なる。 学生の24%が国公立に、76%が独立私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> 主要な給付型奨学金である「国家奨学金I」では、家計の所得水準に応じて1年につき最高520,000円が給付される。継続して受給するには、学期ごとの履修単位数や成績に関する要件を満たさなければならない。このほか、成績優秀者を対象とした給付型奨学金などがある。 低所得世帯の35歳未満の学生を対象とした貸与型奨学金があり、授業料の全額に加え年間最高300,000円までの貸与を受けられる。貸与を受けるには一定の成績条件を満たす必要がある。卒業後、基準以上の所得を得た時点から所得に連動した額を返済する。このほか、世帯の所得水準に関係なく利用できる貸与型奨学金もある。
ギリシャ	無償 [2018/19年度]	<ul style="list-style-type: none"> 憲法により、授業料は無償とされている。ただし、遠隔教育を行うギリシャオープン大学や、一部の修士課程では有償である。 憲法上、高等教育は国の監督の下で公法人が提供するとされ、私立機関は認められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ギリシャ政府奨学金財団(IKY)により、主に社会経済的状況を要件とする給付型奨学金が給付されている。自宅生には月額24,800円、自宅外生には月額47,100円が給付される。約1%の学生が受給している(2017/18年度)。 学部学生向けの貸与型奨学金はない。修士課程の学生向けに、社会経済的状況と学業成績を要件とする貸与型奨学金がある。
スイス	1,700 スイスフラン (187,000円) [2018/19年度]	<ul style="list-style-type: none"> 授業料は、各高等教育機関が定める。ほとんどの機関において、経済的状況に応じた授業料の減免制度がある。 学生の81%が国公立に、9%が公営私立に、10%が独立私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> 各州政府が社会経済的状況を要件とする給付型奨学金を実施している。給付額は世帯収入等に応じて決まる。受給可能年齢は多くの州で35歳までに制限されている。平均的な給付年額は979,000円で、7%の学生が受給している(2017/18年度)。 各州政府による貸与型奨学金があるが、利用率は1%に満たない(2017/18年度)。

国名	国公立大学等 ^(注1) の授業料 ^(注2)		国の奨学金制度の概要
	年間平均授業料 ^(注3) [調査年度]	概要	
スウェーデン	無償 [2018/19年度]	<ul style="list-style-type: none"> 授業料は無償である。 学生の95%が国公立に、5%が公営私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> 56歳未満のすべての学生が受給できる給付型奨学金がある。1週あたり9,500円の給付を1年につき40週間、最長で6年間にわたって受けることができる。給付年額は子供の有無及びその人数によって決まり、上限380,000～545,300円となる。88%の学生(短期課程・修士課程含む)が受給している(2016年度)。 56歳未満のすべての学生が利用できる貸与型奨学金がある。1週あたり21,800円の貸与を1年につき40週間、最長6年間にわたって受けることができる。返済は、早ければ最後の貸与から6か月経過後に開始し、25年間又は60歳になるまでのいずれか短い方の期間内に完済しなければならない。
スペイン	1,081ユーロ (134,000円) [2018/19年度]	<ul style="list-style-type: none"> 授業料は専攻分野や取得したECTS単位数などによって決定され、地域により異なる。各大学は個別に管理費等を設定し、学生に課している。社会経済的要件による授業料免除制度があり、大家族の学生や障害のある学生の授業料は大幅に減額されるか免除される。また、給付型奨学金を受給する学生は授業料が免除される。学生の70%が授業料を支払っている(2016/17年度)。 学生の83%が国公立に、17%が独立私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の経済的状況、居住状況、学業成績を要件とする給付型奨学金があり、それぞれの要件に対応する額の合計が給付される。具体的には、世帯収入要件を満たす学生には年額198,400円、一人暮らしの学生には年額186,000円、学業成績が要件を満たす学生には年額6,200～15,500円が給付される。このほか、世帯収入や成績に応じた変動額(年額7,400円以上)の給付がある。28%の学生(修士課程含む)が受給しており、平均268,600円が給付されている(2017/18年度)。 貸与型奨学金はない。
スロバキア	無償 [2018/19年度]	<ul style="list-style-type: none"> 授業料は無償(スロバキア語以外の言語による授業は有償)だが、各高等教育機関が定める600～5,000円の登録料が必要である。標準修業年限を越えて在籍する場合や、複数のプログラムを同時に履修する場合は授業料(1学年あたり上限263,500円)を支払う必要がある。16%の学生(修士課程含む)が授業料を支払っている(2017/18年度)。 学生の86%が国公立に、14%が独立私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> ①社会経済的状況を要件とする給付型奨学金があり、月額1,200～34,720円が給付される(標準的な給付年額は142,700円)。12%の学生(修士課程含む)が受給している(2016/17年度)。②学業、芸術、スポーツなどで優秀な成績を修めた学生に対して給付される給付型奨学金があり、18%の学生(修士課程含む)が受給している(2016/17年度)。 標準修業年限にわたって年額62,000～310,000円(2018/19年度)の貸与が受けられる貸与型奨学金があり、1%の学生が利用している。

国名	国公立大学等 ^(注1) の授業料 ^(注2)		国の奨学金制度の概要
	年間平均授業料 ^(注3) [調査年度]	概要	
スロベニア	無償 [2018/19年度]	<ul style="list-style-type: none"> 授業料は無償だが、登録料として2,100～4,400円が必要である。フィールドワークや試験などのために、別途費用負担が必要な場合がある。 学生の86%が国公立に、6%が公営私立に、8%が独立私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> ①社会経済的状況を要件とする給付型奨学金があり、世帯収入に応じた額が給付される。学業成績や居住状況等に応じた追加の手当があり、合わせて年額104,200～535,700円が給付される(2017/18年度)。 ②成績優秀者を対象とする給付型奨学金があり、年額208,300～401,800円が給付される(2017/18年度)。いずれの給付型奨学金も、入学時に27歳未満であり、職に就いていない学生が対象である。 貸与型奨学金はない。
チェコ	無償 [2018/19年度]	<ul style="list-style-type: none"> 授業料は無償(チェコ語以外の言語による授業は有償)だが、2,900～3,400円程度の入学が必要である。標準修業年限を1年以上超えた場合は授業料の支払が必要になる。2017年度は14%の学生が授業料を支払った。 学生の87%が国公立に、3%が公営私立に、10%が独立私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> ①26歳未満の学生を対象に、経済的状況を要件とする給付型奨学金があり、少なくとも年額149,500円が給付される。1%の学生(修士課程含む)が受給している(対象年度不明)。 ②成績を要件とする給付型奨学金があり、学業、研究、芸術活動等における成績優秀者に対して平均年額49,000円が給付される。6%の学生が学業成績により、7%の学生が研究や芸術活動等によりこの奨学金を受給している(2016年)。 ③住宅補助のための給付型奨学金があり、各高等教育機関の所在地域外の出身者を対象に年額24,500円が給付される。58%の学生(修士課程含む)が給付を受けている(2016年)。 貸与型奨学金はない。
チリ	7,351米ドル (801,300円) [2015/16年度]	<ul style="list-style-type: none"> 専攻により授業料は異なる。2016年から、チリ大学審議会に参加する大学25校(国公立大学全16校及び私立大学9校)に所属する学生のうち、家庭の所得が下位50%に属する学生の学費が無償化された(チリ大学審議会に参加していない私立校も、条件を満たせば無償化の対象となる)。 学生の20%が国公立に、16%が公営私立に、65%が独立私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> 多数の給付型奨学金があるが、ほとんどが大学入学選抜試験の点数や取得単位数等を要件とする。主要な給付型奨学金の一つである Beca Bicentenario は、社会経済的状況と成績の両方を要件とし、授業料相当額が給付される。 政府が保証する貸与型奨学金があり、一定の学力基準を満たす者に貸与される。

国名	国公立大学等 ^(注1) の授業料 ^(注2)		国の奨学金制度の概要
	年間平均授業料 ^(注3) [調査年度]	概要	
デンマーク	無償 [2018/19年度]	<ul style="list-style-type: none"> 授業料は無償である。 学生の97%が国公立に、3%が公営私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> 認定されたプログラムを履修し、かつ、月収が207,800円(2018年)を越えない学生であれば、給付型奨学金を受けることができる。親と同居する学生には、世帯の収入に応じて月額16,100～44,600円が給付される。一人暮らしの学生には、月額103,500円(2018年)が給付される。89%の学生が受給している(2017年)。また、学生同士の世帯で子供を養育している場合には、月額41,400円の追加給付がある。 給付型奨学金の受給資格がある学生は、貸与型奨学金を利用することができ、月額53,000円の貸与を受けることができる。最終学年に限り、給付型奨学金を使い切ってしまった場合に月額136,700円の貸与が受けられる仕組みがある。返済は卒業年度の末から1年以内に開始し、15年以内に完済しなければならない。
ドイツ	無償 [2018/19年度]	<ul style="list-style-type: none"> 連邦政府ではなく州政府が高等教育を所管する。授業料は無償だが、全16州のうち10州で管理費として6,200～9,300円の支払が求められる。なお、留学生の授業料もほとんどの州において無償だが、バーデン＝ヴュルテンベルク州では2017/18年度以降、学期あたり186,000円の授業料が課されている。 学生の87%が州立に、13%が私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> ①連邦政府による30歳未満の学生を対象とした奨学金制度(BAföG)がある。この制度では、奨学金の半分が給付型奨学金として、もう半分が無利子の貸与型奨学金として学生に給付される。奨学金の月額は1,200～91,100円の範囲で、学生の社会経済的状况に応じて決まる。22%の学生が受給している(2016年)。②連邦政府のほか、州政府、民間企業等の財源により運営される複数の給付型奨学金がある。これらの奨学金は学業成績等を要件としており、月額37,200～128,300円が給付される。 連邦政府が保証する貸与型奨学金(Bildungskredit)があり、BAföGだけでは不足する生活費を賄うことができる。BAföGとは別に、総額892,800円までの貸与を受けることができる。
トルコ	無償 [2018/19年度]	<ul style="list-style-type: none"> 授業料は無償(夜間部は有償)である。 92%が国公立に、8%が独立私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> ①経済的状况を要件とする給付型奨学金があり、一定の学業成績を条件に、月額9,400円が給付される。21%の学生が受給している(2017/18年度)。 ②学業成績を要件とする給付型奨学金があり、上位10%の成績優秀者を対象に、月額9,400円が給付される。 全ての学生が利用可能な貸与型奨学金があり、月額6,600円が貸与される(2017年)。返済は卒業の2年後に開始し、貸与を受けた期間と同じ長さの期間内に完済しなければならない。

国名	国公立大学等 ^(注1) の授業料 ^(注2)		国の奨学金制度の概要
	年間平均授業料 ^(注3) [調査年度]	概要	
日本	535,800円 [2018年度]	<ul style="list-style-type: none"> 左の額は、国立大学の学部（夜間の課程を除く）の法令に基づく授業料標準額であり、入学料標準額（282,000円）は含まれない。2018年度入学者までは、すべての大学において標準額が採用されていたが、東京工業大学、東京芸術大学は2019年度以降の入学者について、授業料を10万円程度値上げすることを発表している。公立大学の授業料は、同標準額に倣うが、学生の出身地等も考慮し、一部の大学では標準額と異なる（2018年度、486,000～696,000円）。国は、国立大学には運営費交付金を、公立大学には地方財政措置を、私立大学には私学助成を通じて、授業料の減免措置に対する財政支援を行っている。 学生の22%が国公立に、78%が私立に通う（2017年度）。 	<ul style="list-style-type: none"> 2017年度から、住民税非課税世帯の学生等を対象とした給付型奨学金が導入された。国公立大学に自宅から通う学生には月額2万円、国公立大学に自宅外から通う学生及び私立大学に自宅から通う学生には月額3万円、私立大学に自宅外から通う学生には月額4万円が給付される。給付には一定の学力要件を満たすことが求められる。受給率（2018年度の大学入学者数に対する給付奨学生採用数の割合）は約2%である。国は、2020年度から、住民税非課税世帯（世帯年収270万円未満）及びそれに準じる世帯の学生を対象に、授業料及び入学料の減免制度の創設と合わせて、給付型奨学金の拡充を行う方針である。 無利子の貸与型奨学金（第一種奨学金）と有利子の貸与型奨学金（第二種奨学金）があり、いずれも学力及び経済的状況に関する要件がある。第一種奨学金は、国公立大学か私立大学か、また、自宅から通うか自宅外から通うかによって貸与額が異なるが、最高で月額45,000～64,000円の貸与が受けられる。第二種奨学金は月額2万～12万円の間で貸与額が選択できる。返済は貸与終了の7か月後に開始し、最長20年間で完済しなければならない。42%の学生が第一種奨学金、第二種奨学金のいずれか一方又は両方の貸与を受けている（2016年度）。
ニュージーランド	4,236米ドル (461,700円) [2015/16年度]	<ul style="list-style-type: none"> 2018年度入学者から、最初の1年間の授業料等が無償となる制度が開始された。また、2024年までに3年間の授業料等が無償とする方針である。 学生の94%が国公立に、4%が公営私立に、2%が独立私立に通う（2016年）。 	<ul style="list-style-type: none"> 18～65歳の学生を対象に、社会経済的状況に応じた額が給付される給付型奨学金がある。給付額は世帯収入、年齢、子の有無によって異なり、24歳未満の独身の学生の場合、最高で1週あたり17,000円が給付される。 社会経済的状況に関わらず利用できる貸与型奨学金があり、授業料、生活費等が貸与される。課税前の年収が1,439,200円を超えると、所得に応じた額による返済を開始しなければならない。
ノルウェー	無償 [2018/19年度]	<ul style="list-style-type: none"> 国公立の機関は無償である。公営私立の機関は、一定の条件により授業料を徴収することがある。 学生の83%が国公立に、7%が公営私立に、10%が独立私立に通う（2016年）。 	<ul style="list-style-type: none"> 65歳未満の全学生が利用できる奨学金がある。これらは当初、月額140,700円を上限とする貸与型奨学金として支給される。一人暮らしで、かつ所定の全ての試験に合格した場合に、貸与額の40%（上限年額562,900円）が給付型奨学金に切り替えられ返済免除となる。学生に一定の収入や資産がある場合は、この給付額は減額される。49%の学生が受給している（2017/18年度）。貸与額の返済は卒業の7か月後に開始しなければならない。

国名	国公立大学等 ^(注1) の授業料 ^(注2)		国の奨学金制度の概要
	年間平均授業料 ^(注3) [調査年度]	概要	
ハンガリー	230,000～4,800,000 フォリント (92,000～ 1,920,000 円) [2017/18 年度]	<ul style="list-style-type: none"> 入学試験の成績に基づき政府支援学生とされた学生の授業料は無償となる。2017/18 年度は 68% の学生（修士課程含む）が政府支援学生となった。政府支援学生でない学生は、教育段階や専攻に応じて、各機関が定める 92,000 ～ 1,920,000 円の範囲の授業料を支払う。 学生の 86% が国公立に、6% が公営私立に、7% が独立私立に通う（2016 年）。 	<ul style="list-style-type: none"> ①政府支援学生を対象に、社会経済的状况を要件とする給付型奨学金があり、年間最高 392,000 円が給付される（標準的な給付年額は 95,200 円）。14% の学生（修士課程含む）が受給している（2017/18 年度）。②政府支援学生を対象に、成績等を要件とする給付型奨学金があり、年間最高 510,400 円が給付される。 授業料の支払のための貸与型奨学金がある。返済は卒業の 4 か月後に開始し、所得に応じた額を返済する。45 歳までに完済しなければならない。18% の学生が利用している（2017/18 年度）。
フィンランド	無償 [2018/19 年度]	<ul style="list-style-type: none"> 授業料は無償である。 学生の 40% が国公立に、60% が公営私立に通う（2016 年）。 	<ul style="list-style-type: none"> 学生自身の年収が 1,469,400 円未満であれば受給できる給付型奨学金がある。給付額は、学生の年齢や婚姻状況、親と同居しているか等によって決まり、最長 54 か月（医学部の場合は 64 か月）にわたって給付される。賃貸住宅に住む学生には住宅手当が給付される。これらを合わせた給付年額は最高で 883,500 円となる。69% の学生（修士課程含む）が受給している（2017 年） 国が保証する貸与型奨学金があり、月額 80,600 円が貸与される（2017 年度に月額 49,600 円から引き上げられた）。返済は卒業後 1 年半～2 年の間に開始し、標準修業年限の 2 倍の期間内に完済する必要がある。一定の期間内に学位を取得した学生については、返済額の一部をフィンランド社会保険庁（Kela）が負担する。この仕組みによる Kela の負担額は、学生一人あたり年間 372,000 円である（2018 年）。57% の学生（修士課程含む）がこの貸与型奨学金を利用している（2017 年）。
フランス	260 ユーロ (32,200 円) [2018/19 年度]	<ul style="list-style-type: none"> 憲法により、公教育は無償とされているが、年間登録料を名目として年額 21,100 円の支払が必要である。2018 年 9 月以降は、社会的・文化的活動やスポーツ活動の促進、保健サービスの提供等を目的として、年額 11,200 円の学生負担金の支払が加わった。なお、給付型奨学金の受給者は、これらの支払が免除される。学生の 68% が年間登録料を支払っている（2016/17 年度）。 学生の 85% が国公立に、2% が公営私立に、13% が独立私立に通う（2016 年）。 	<ul style="list-style-type: none"> ①28 歳未満の学生を対象に、経済的状况を要件とする給付型奨学金がある。家計の状況に応じて分類される 8 段階のカテゴリーに応じて、年額 125,100 ～ 688,300 円が給付される。33% の学生（修士課程含む）が受給している（2016/17 年度）。また、低所得世帯の学生は、年額 125,100 円の追加給付を受けることができる。②①の受給者を対象に、学業成績に基づいて年額 111,600 円が給付される奨学金がある。 28 歳未満の学生を対象とする貸与型奨学金があり、年額 1,860,000 円までの貸与が受けられる。返済は卒業の 2 年後に開始しなければならない。

国名	国公立大学等 ^(注1) の授業料 ^(注2)		国の奨学金制度の概要
	年間平均授業料 ^(注3) [調査年度]	概要	
ベルギー (フラマン語圏)	109～922 ユーロ (13,500～ 114,400 円) [2018/19 年度]	<ul style="list-style-type: none"> 授業料は、29,500 円の基本額に 1 ECTS 単位あたり 1,400 円を加えた額を支払う。標準修業年限内に卒業するには、通常 1 年当たり 60 ECTS 単位の取得が必要であり、その場合の年間授業料は 114,400 円となる。国による給付型奨学金を受給する資格がある学生については、年間授業料は取得単位数によらず 13,500 円となる。 学生の 43%が国公立に、57%が公営私立に、1%が独立私立に通う (2013/14 年度、修士課程・博士課程含む)。 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の経済的状況に応じて年額 33,000～510,300 円 (平均 211,200 円) が給付される給付型奨学金があり、21%の学生 (修士課程含む) が受給している (2016/17 年度)。特に経済的状況が厳しい学生には、合計給付年額 687,000 円を上限に給付が上乘せされる。 公的な貸与型奨学金はない。
ベルギー (フランス語圏)	最大 836 ユーロ (103,700 円) [2018/19 年度]	<ul style="list-style-type: none"> 政府が授業料の上限 (103,700 円) を設定している。給付型奨学金を受給する学生の授業料は免除となる。給付型奨学金を受給していないが、世帯の収入が一定水準を下回っている学生については、授業料が減額される。2016/17 年度は、授業料の上限額を支払った学生は 85%、減額された学生は 2%、免除となった学生は 13%であった。 学生の 40%が国公立に、60%が公営私立に通う (2013/14 年度、修士課程・博士課程含む)。 	<ul style="list-style-type: none"> 入学時に 35 歳未満の学生を対象に、経済的状況を要件とする給付型奨学金があり、学生の経済的状況に応じて年額 50,700～615,800 円が給付される。13%の学生が受給している (2016/17 年度)。 3 人以上の子がいる世帯の親を対象とした学資の貸与制度があるが、利用率は 0.01%に満たない (2017/18 年度)。
ポーランド	無償 [2018/19 年度]	<ul style="list-style-type: none"> 憲法により、公立の高等教育機関の授業料は無償とされているが、管理費用として、入学時に最高で 7,300 円の支払が必要となる。なお、再履修等の場合には各機関が定める授業料の支払が必要になる。 学生の 73%が国公立に、27%が独立私立に通う (2016 年)。 	<ul style="list-style-type: none"> ①社会経済的状況を要件とする給付型奨学金があり、2016 年は平均して年額 153,700 円が給付された。学生の 15%が受給している (2017/18 年度)。 ②成績を要件とする給付型奨学金があり、2016 年は平均して年額 587,800 円が給付された。学生の 7%が受給している (2017/18 年度)。 ①、②の給付型奨学金の合計受給額は、大学等の助手の最低賃金の 90%を越えてはならない。 入学時に 25 歳未満で、収入が一定の基準を満たす学生を対象に、最高で年額 290,000 円の貸与が受けられる貸与型奨学金がある。返済は卒業の 2 年後に開始するが、返済が始まるまでの利子 (利率 1.75% (2018/19 年度)) は国が負担する。卒業生のうち上位 5%の成績優秀者は、貸与額の 20%の返済が免除される。

国名	国公立大学等 ^(注1) の授業料 ^(注2)		国の奨学金制度の概要
	年間平均授業料 ^(注3) [調査年度]	概要	
ポルトガル	657～1,063 ユーロ (81,400～131,900 円) [2018/19 年度]	<ul style="list-style-type: none"> 授業料は、国が定める範囲(81,500～131,900 円)で各機関が設定する。 学生の80%が国公立に、20%が独立私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> ①経済的状況を要件とする給付型奨学金があり、年額131,900～703,700円が給付される。24%の学生が受給している(2017/18年度)。 ②学業成績を要件とする給付型奨学金があり、各高等教育機関は、学生500人につき1人の割合で年額345,300円を給付することができる。 貸与型奨学金は2015年以降実施されていない。
メキシコ	有償	<ul style="list-style-type: none"> (2018年に就任したロペス・オブラドール大統領は、2019年に公立大学100校の6万4千人の若者に対し、無料で質の良い高等教育を提供する体制を実現するとの公約を発表している。) 学生の68%が国公立に、32%が独立私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> 多数の給付型奨学金がある。連邦政府の主要な奨学金である <i>Becas Manutención</i> は、社会経済的状況と成績の両方を要件とする。 (ロペス・オブラドール大統領は、大学にこれから入学又は在学中で、経済的状況が逼迫している30万人の学生を対象に、毎月2,400ペソ(13,700円)の奨学金を給付するとの公約を発表している。)
ラトビア	1,019～5,500 ユーロ (126,400～682,000 円) [2018/19 年度]	<ul style="list-style-type: none"> 学業試験に基づいて政府支援学生として認められた学生の授業料は無償となる。自然科学、コンピューター科学、工学の分野に他分野よりも多くの政府支援学生の定員が配分されている。政府支援学生ではない自己負担学生は、各高等教育機関が定める授業料を支払う。35%の学生が授業料を支払っている(2017/18年度)。 学生の74%が公営私立に、26%が独立私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> ①政府支援学生を対象とする給付型奨学金があり、月額12,400円が給付される。成績優秀者の支援を主な目的とするが、社会経済的に不利な状況にある学生に優先的に給付される。9%の学生が給付を受けている(2017/18年度)。 ②政府支援学生を対象として、1学期につき1度限り、最大24,700円の給付が受けられる給付型奨学金がある。 学生の生活資金を支援するための貸与型奨学金(貸与上限月額21,200円)と自己負担学生の授業料支払のための貸与型奨学金がある。自己負担学生の11%が後者の貸与型奨学金を利用している(2016/17年度)。
リトアニア	1,089～11,750 ユーロ (135,000～1,457,000 円) [2018/19 年度]	<ul style="list-style-type: none"> 授業料は各高等教育機関が設定する。学生は、政府支援学生と自己負担学生に分けられ、政府支援学生は授業料の支払が免除される。37%の学生が授業料を支払っている(2017/18年度)。 優秀な成績を修めた自己負担学生に対し、支払った授業料が返還される制度があり、2017年は約5%の学生がこの制度により授業料の返還を受けた。 学生の89%が国公立に、11%が独立私立に通う(2016年)。 	<ul style="list-style-type: none"> ①社会経済的状況を要件とする給付型奨学金があり、月額15,300円が給付される。3%の学生(修士課程含む)が受給している(2017/18年度)。 ②学業成績を要件とする給付型奨学金があり、標準的な給付額は年額35,300円とされる。15%の学生(修士課程含む)が受給している(2017/18年度)。 授業料と生活費を支援するための貸与型奨学金がある。貸与総額の上限は、利息を除いて1,814,100円とされる。返済は卒業の1年後に開始し、15年以内に完済しなければならない。約5%の学生が利用している(2017年)。

国名	国公立大学等 ^(注1) の授業料 ^(注2)		国の奨学金制度の概要
	年間平均授業料 ^(注3) [調査年度]	概要	
ルクセンブルク	400～800 ユーロ (49,600～ 99,200 円) [2018/19 年度]	<ul style="list-style-type: none"> ルクセンブルク大学が唯一の国公立大学である。授業料は、初年度は半期につき 49,600 円、それ以降は半期につき 24,800 円である。標準修業年限を越えて在学する場合は、通常の授業料の 10 倍までの範囲で授業料の支払が求められることがある。 学生の 96%が国公立に、4%が独立私立に通う（2016 年）。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての学生が年額 248,000 円を受給できる給付型奨学金があり、72%の学生が受給している（2016/17 年度）標準修業年限に 1 年を加えた期間を上限に給付を受けることができる。また、世帯収入に応じた追加給付があり、年間総額 843,200 円を上限として給付を受けることができる。 国が保証する貸与型奨学金があり、年額 806,000 円（標準額）が貸与される。給付型奨学金を受給していない場合は、貸与可能額が増額される。卒業の 2 年後から返済を開始し、10 年以内に完済しなければならない。

(注 1) 国公立大学等とは、国際教育標準分類 (ISCED-2011) の ISCED6 に対応する国公立の学士課程又は同等レベルの高等教育機関を指す。国公立、公営私立及び独立私立は、原則として、次の OECD の定義に基づく。国公立 (Public institutions) は、政府機関が直接、管理運営する機関及び管理機関の構成員の大半が政府によって任命、選出される機関をいう。公営私立 (Government dependent private institutions) は、政府機関からの拠出がその機関の主たる財源の 50%以上を占めるか、又は教職員の給与を政府が負担している機関をいう。独立私立 (Independent private institutions) は、政府の拠出金とその機関の主たる財源の 50%未満であり、かつ教職員の給与を政府が負担していない機関をいう。なお、ベルギー (ドイツ語圏) は、国公立大学等の大学型高等教育機関がないため、本表の対象としていない。

(注 2) 授業料の有無は、学生の負担額やその名目から判断した。

(注 3) 原則として、国公立大学の学士課程又はそれに相当する課程にフルタイムで修学する国内学生に適用される年間授業料の平均額を示した。表中の円換算は、報告省令レート (平成 31 年 3 月分) に基づいて換算し、100 円未満を四捨五入したものである。

(出典) 経済協力開発機構編著 (矢倉美登里ほか訳) 『図表でみる教育—OECD インディケーター 2018 年版』明石書店, 2018, pp.361-367; European Commission, *National Student Fee and Support Systems in European Higher Education 2018/19*, Luxembourg: Publications Office of the European Union, 2018. <https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/sites/eurydice/files/fee_support_2018_19_report_en.pdf>; “Eurydice.” EACEA Website <https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/home_en> 及び各国政府ウェブサイトや統計資料等を基に筆者作成。